

学術研究助成事業規程

【目的】

本学術研究助成事業は、一般社団法人千葉県理学療法士会（以下「本会」）に所属する会員の学術・研究活動を支援し、研究水準の向上および理学療法の学術的発展に寄与することを目的とする。特に、研究者番号を有しない（すなわち大型競争的研究資金に応募資格のない）会員に対する研究活動のスタートアップ支援を重視する。本規程は、本助成事業を公正かつ円滑に運営するために定めるものである。

【内容】

本会会員を研究代表者とし、上記目的に合致する保健・医療・福祉等の分野に関する研究に対して、助成金を交付する。

【応募資格】

1. 研究代表者は、本会の会員^{*}でなければならない。なお、翌年度開催の千葉県理学療法学会（以下、県学会）での学術研究助成成果報告会にて発表を義務化しているため、助成を受けた翌年度も会員であることとする。
 - ※ 勤務・就学していないが千葉県内住居地で登録された会員（以下、自宅会員）も該当する。自宅会員が本助成に採択された場合は、種々の発表報告の場でその旨（自宅会員であること）の明記が求められる。
 - ※ 助成を受けた翌年度末まで本会会員であることを前提とする。研究代表者が当該期間内に本会会員でなくなった（県外へ異動するなどの）場合は研究助成を取り下げることとし、助成金は支払わないものとする。すでに助成金が支払われている場合でも返金することとする。
2. 研究者番号を有する会員は勤務先、所属機関にかかわらず、研究代表者として応募することはできない。ただし、共同研究者としての参加を妨げるものではない。
3. 研究代表者としての応募は、1名につき1件とする。ただし、共同研究者としての複数の応募への参加はこの限りではない。
4. 過去に本助成に採択された者であっても上記資格に該当する場合、応募を可能とする。

【助成金額および件数】

本助成は予算 50 万円の中から競争的に資金配分する。採択件数の制限は設けない。1 件の申請に対し助成金額は 30 万円を上限とし、最低金額は設けない。

【選考方法】

1. 公募による選考

研究支援委員長のもと、別途定める募集要項に基づき公募を実施する。応募のあった研究のうち、規程および募集要項の要件を満たすものに対して、研究支援委員会研究助成選考委員が選考を行う。

2. 指定による選考

研究支援委員会研究助成選考委員が、上記目的に大きく寄与すると判断した研究に対して、理事会の全会一致による承認を経た上で、研究代表者の指定を行うことができる。

3. 審査方法

一次審査および二次審査の二段階審査とする。審査者は研究支援委員会研究助成選考委員とし、申請者やそれに係る研究に直接の利害関係を有しない有識者で構成される。また、原則として、申請者が所属する機関の者は委員としない。あるいは、当該申請に係る審議に参加させないものとする。ただし、研究分野の特性等により、他に適任者が見当たらず、かつ、公正な審議が確保できると判断されるときは、この限りではない。

一次審査：申請書に基づく書面審査。1申請につき3名の審査員が評価する。研究計画や経費の妥当性（研究内容の重要性、助成の必要性、実現可能性、本会会員や千葉県民への寄与・貢献等）について点数化し総合的に評価する。

二次審査：審査員全員による合議審査。一次審査の上位者を対象に、内容と経費の整合性等を確認し、最終決定を行う。経費の用途・整合性について直接ヒアリングを行い確認することがある。

【応募期間】

毎年6月1日から8月31日までとする。

【研究期間】

1. 研究期間は、採択通知日（原則として10月1日）から起算して1年間とする。ただし、研究内容自体は翌年度開催される県学会の演題募集期間までに終えていること。
2. 研究終了は、翌年度に開催される県学会での学術研究助成成果報告会にて発表を行い、その後、研究終了報告書を提出することにより完了とする。（ただし、何らかの理由で県学会の発表の機会を喪失した場合は別途の発表機会を年度末に設ける）

【研究助成に関わるスケジュール】

以下のスケジュールに基づき、研究計画および予算執行計画を適切に立案すること。

- 6月1日～8月31日：応募期間
- 9月中：審査期間
- 10月1日：採択通知・助成開始
- 翌年2月末日：会計報告書・領収書提出（助成金執行完了*）

※ 助成対象となる経費の支出は、当該年度の2月末日までに購入を完了し、必要書類（会計報告書・領収書）の提出を行うこと。なお、会計報告書は作成したExcelファイルを委員会指定のメールアドレスに添付して提出すること。期日を過ぎた支出および提出については助成の対象外となるため、注意すること。

- 翌年3月下旬：助成金振込み（助成金の振込みは、提出された会計報告書と領収書に基づき、当該年度3月下旬に一括して行う）。
- 翌年4月末日：研究経過報告書提出
- 翌年度：県学会での学術研究助成成果報告会にて発表
- 翌々年3月末日：研究終了報告書提出

【注意事項】

1. 研究助成申請は、すでに研究倫理委員会において倫理審査承認済み、または審査中、もしくは採択後速やかに倫理審査を受ける予定のものに限ること。
2. 採択後に倫理審査を行う場合、または採択の段階で承認を証明する書類が手元にない場合は、採択決定後3ヶ月以内に倫理審査承認が確認できる書類の写しを提出すること。
3. 研究代表者および共同研究者の所属施設に研究倫理委員会がない場合は、千葉県理学療法士会研究倫理委員会に審査依頼を行うこと（https://chiba-pt.or.jp/pt/study/study_top/）。
4. 万が一、採択された後に倫理審査で不承認となった場合は、研究助成の採択は取り下げる。そのため一切の助成金の支給は行わないものとする。
5. 研究の開始にあたっては、必ず倫理審査の承認を得てから実施すること。倫理審査の承認がない状態での研究開始は認められないため、仮に支出が生じていても（領収書が提出されても）支給の精算は無効とする。

【研究代表者の責務】

研究代表者は、以下の責務を負う。

1. **会計報告書の提出**：当該年度の2月末日までに領収書を含む会計報告書を研究支援委員長へ提出すること。
2. **研究経過報告書の提出**：翌年度4月末日までに研究支援委員長へ提出すること。
3. **研究終了報告書の提出**：翌年度3月末日までに研究支援委員長へ提出すること。
4. **学術研究助成成果の発表**：翌年度に開催される県学会での学術研究助成成果報告会にて発表すること（発表要領の詳細は県学会開催に併せて随時連絡する。また、何らかの理由で発表の機会を喪失した場合は別途発表機会を年度末に設ける）。
5. **所属表記**：自宅会員で千葉県外に在勤している場合は、所属機関名に加えて「千葉県理学療法士会会員（自宅会員）」と明記すること。
6. **謝辞または研究資金表記**：本研究助成に基づく学会発表または論文投稿を行う際は、謝辞または研究資金（Funding）欄に、本会助成による研究である旨を、以下のとおり明記すること。

（日本語）

本研究は、千葉県理学療法士会の学術研究助成の補助によって行われた（課題番号：〇〇〇〇〇〇）。

（英語）

This research was supported in part by an academic research grant from The Chiba Physical Therapy Association (Grant number: 〇〇〇〇〇〇).

【会計報告】

1. 本研究助成は、当該研究で発生した費用に対し、後払い方式で一括して支払われる。
2. 購入後は必ず、「領収書」を発行してもらい、宛名は「千葉県理学療法士会」とすること。（請求書や納品書、宛名が購入者の氏名などは、支給対象にならないため注意すること）
3. 助成金は、当該年度の3月下旬に、助成金額以内の領収書に基づいて本会より振り込まれる。
4. 前述の通り、当該年度の2月末までに必要書類（会計報告書および領収書）を研究支援委員長へ提出すること。

【その他】

- 購入価格が単体で10万円を超過する備品は本会の備品として管理する。研究終了後は速やかに本会へ返却する義務を負うものとする。

【附則】

- 本規程は、令和5年4月1日より施行する。
- 本規程は、令和7年5月9日に一部改正され、同日より施行する。
- 本規程は、令和8年4月10日に一部改正され、同日より施行する。